

## 平成23年度 既存補助金の見直し手順(案)

### 1 既存補助金の現状と課題

既存補助金の現状と問題点を明確に



### 2 適正化基準 素案の作成

既存補助金の問題点を基に、適正化基準の素案を作成



### 3 既存補助金の点検

素案に基づき既存補助金を点検し、問題点や適性化の方向性を検討



### 4 適正化基準の作成

点検の際の課題等を踏まえて素案を修正し、適正化基準や見直しのためのチェックリスト等を作成



### 5 (仮称)補助金ガイドラインの策定

適正化基準や提案公募型補助金の実施方法等をまとめたガイドラインを策定



◎平成24年度◎  
(仮称)補助金ガイドラインに基づき、  
既存補助金のあり方を決定

# 1 既存補助金の現状と課題

(1) これまでの補助金適正化の取組み

(2) 既存補助金の問題点

3

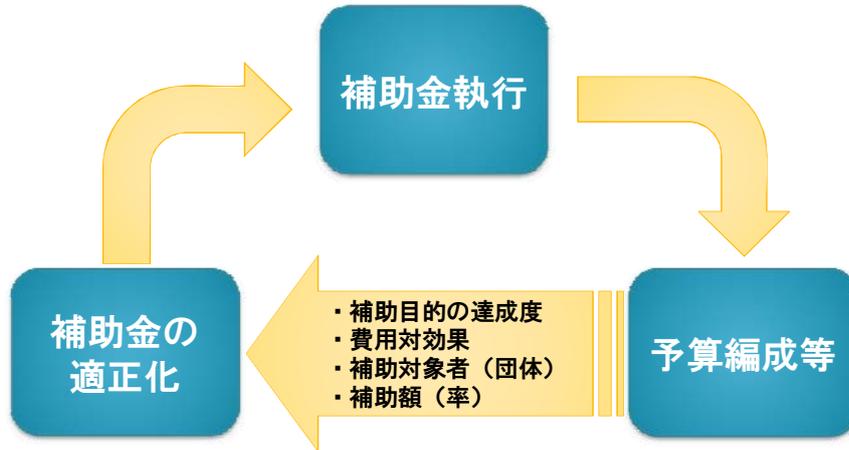
(1) これまでの補助金適正化の取組み

新規補助金の創設

その時々<sup>々</sup>の社会経済情勢に応じて、  
「公益上必要である」との判断から  
補助金を創設してきた。

4

## 補助金創設後は・・・



その時々々の社会経済情勢に応じた検証を行い、常に適正化を図っているところである。

5

しかし・・・

同一の団体に  
複数年度にわたって  
支出している補助金

補助金の見直しは、相手方の事業活動や予算に大きな影響を及ぼすことから、抜本的な見直しは困難な面もあり、現在のところ、補助額の一律削減などにとどまっている。

6

## (2) 既存補助金の問題点

### 1 交付団体の選定基準が不明確

- 同様の活動を行っていても、補助を受けることができる団体とできない団体が存在する場合がある。

7

### 2 補助金額の算出根拠が不明確

- 補助金の算出根拠が不明確で、前年度と同額の補助を続けている場合がある。
- 同様の活動を行う団体間で、補助額が異なる場合がある。

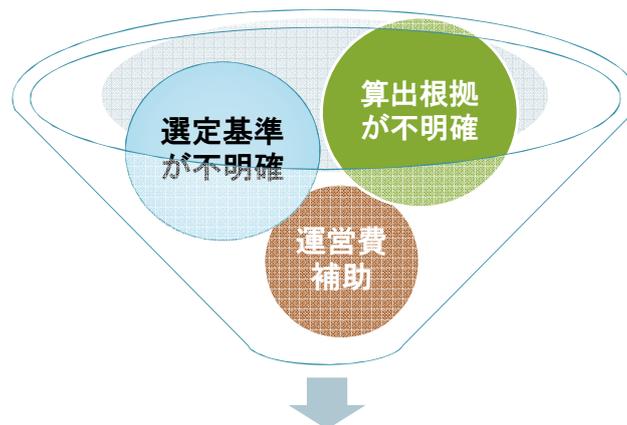
8

### 3 活動が活発でない団体 への補助

- 団体の事業活動に対してではなく、運営費を補助している補助金は、補助金に見合う効果があがっていない場合がある。
- 市が事務局を担っている補助団体がある。

9

こういった問題点を踏まえ、



補助金適正化基準 素案を検討

10

## 2 適正化基準 素案の作成

### (1) 補助金適正化のポイント(案)

### (2) 補助金適正化基準 素案

11

### (1) 補助金適正化のポイント(案)

#### 公益性

- ・ 不特定多数の利益の実現を図るものかどうか。
- ・ 市場経済では適切な供給が困難な事業かどうか。

#### 公平性

- ・ 同種の活動をしている団体のうち、特定の団体のみ限定されていないかどうか。
- ・ 同種の活動団体間で、補助額が公平かどうか。

#### 有効性

- ・ 補助金を交付しない場合、目的は達成されないかどうか。
- ・ 補助金額に見合う効果があるかどうか。

12



- ## (2) 補助金適正化基準 素案
- 1 補助額（率）の適正化
  - 2 補助対象（交付先）の適正化
  - 3 補助対象経費の適正化
  - 4 見直し時期の設定
  - 5 別の団体への再補助の適正化
  - 6 市が事務局を担っている団体の適正化
- 14

## 1 補助額（率）の適正化

- 市民等の主体的な活動の支援という観点から、過大な補助額（率）とならないよう、適切な補助率を設定する。
- 国や大阪府の補助基準を超えて、市が単独で上乗せする補助は、合理的な理由がない限り行わないこととする。

15

## 2 補助対象（交付先）の適正化

- 市民間・団体間の公平性を図るため、補助対象の要件を明確にする。
- 補助の目的を踏まえながら、補助対象が偏らないようにする。

16

### 3 補助対象経費の適正化

- 補助の目的等の明確化を図るため、原則として活動費に対する補助とする。（運営費への補助は、設立当初で運営基盤が弱いためなどの合理的な理由が必要）
- 補助対象経費の範囲を明確にするとともに、食糧費・慶弔費・交際費は、補助対象経費に含めないこととする。
- 補助対象団体の会計において、多額の剰余金や不正な経理が起こらないよう、市のチェック体制を整備する。

17

### 4 見直し時期の設定

- 各補助金の定期的な適正化を図るため、全ての補助金において、一定の期間ごとに、補助金の廃止も視野に入れて見直しを行う。

18

## 5 別の団体への再補助の適正化

- ・市からの補助金を別の団体に再交付している補助金は、補助金執行の不透明化につながりやすいので、直接補助が可能かどうか検証する。なお、再補助は、実情に精通した団体を通じた補助であり、直接補助よりも効率的・効果的な場合もあるため、一律に直接補助に移行することが妥当とは言えないが、再補助を行う場合は、事務執行が適切に行われているかどうか、十分、確認する必要がある。

19

## 6 市が事務局を担っている団体の適正化

- ・市が任意団体の事務局を担うことは、団体の自立を阻害するとともに、民と公との役割分担が不明確となることから、適切な支援を行いながら、できるだけ早期に団体自らが事務局を担うことができるよう、指導・育成に努める。

20

### 3 既存補助金の点検（案）

#### ○ 国・大阪府の補助制度を活用する補助金

国や大阪府の施策に基づき、市が団体や個人等に補助金を支出した場合に、国や大阪府から一定の割合が市に補助される補助金です。

相手方の選考基準や補助額等は、国・大阪府が明確に規定しているため市の裁量は少なく、全国・大阪府内において統一的な基準により補助が行われています。

#### 公益性

- ・ 国や大阪府で一定の適正化が図られており、原則として公益性は高いと判断できます。

#### 公平性

- ・ 全国・大阪府内において統一的な基準で補助団体が選考されており、公平性は高いと判断できます。
- ・ 国や大阪府の基準を超えて、市が単独で補助を行っている補助金があります。

#### 有効性

- ・ 国や大阪府で一定の適正化が図られており、原則として有効性は高いと判断できます。
- ・ 広域的な制度であることから、社会経済情勢の変化や各市の個別の事情に柔軟に対応できないことから、市民ニーズに合わないことも考えられます。

#### ◎ 適正化の方向性

- ・ 国や大阪府の基準以上に補助をしているものは、合理的な理由がない限り行わないこととします。
- ・ 制度改正の提案を国や大阪府に行うなどの適正化を図ります。

## ○ 市民の誰もが活用でき、補助期間が明確に定まっている補助金

補助の要件を満たせば市民の誰もが活用でき、2年以上連続して補助を受けることがない補助金を言います。（2年以上連続して補助を受けることができる補助金でも、補助期間が明確に定まっている場合はこの区分に含みます。）

### 公益性

- ・ 個別の補助金ごとに内容は異なるが、これまで、市として一定の整理は常に行っており、原則として公益性は高いと判断できます。

### 公平性

- ・ 補助の要件を満たせば、誰でも補助金を活用することができることから、公平性は高いと判断できます。

### 有効性

- ・ 個別の補助金ごとに内容は異なりますが、これまで、市として一定の整理は常に行っており、原則として有効性は高いと判断できます。

### ◎適正化の方向性

- ・ 補助目的の達成度や費用対効果等について、予算編成時等において検証し、常に適正化を図っていきます。

## ○その他の補助金 (同一の団体等に複数年度にわたって支出している補助金)

社会教育関係団体や障害者団体などの団体への補助金、民間事業者が行う事業への補てん的な補助金、社会福祉協議会などの公的な団体への補助金など、様々な種類の補助金があります。

本市では補助金の適正化を常に行ってきましたが、この区分の補助金の見直しにあたっては、補助金の相手方の事業活動や予算に大きな影響を及ぼすことから、抜本的な見直しを行うことが困難な面もあり、現在のところ、補助額の一律削減などの見直しにとどまっている状況です。

### 公益性

- ・制度創設時は公益性が高いと判断して補助してきたが、社会経済情勢の変化により公益性の度合いも変わることから、公益性についてさらに検証していく必要がある。

### 公平性

- ・同種の活動を行っていても、補助を受けることができる団体とできない団体が存在する場合や、団体間で補助額に違いがある場合があり、公平性についてさらに検証していく必要がある。

### 有効性

- ・補助対象経費が活動内容に着目した補助金ではなく、団体の運営費全般なものもあり、有効性についてさらに検証していく必要がある。

### ◎適正化の方向性

- ・公益性、公平性、有効性について欠ける部分があるため、各補助金ごとに廃止も視野に入れて、抜本的に見直しを行います。